

入札説明書

【一般競争入札（最低価格落札方式）】

業務名称：独立行政法人国際協力機構沖縄センターの庁舎で使用するガスの調達

- 第1 入札手続
- 第2 仕様書（案）
- 第3 契約書（案）
- 別添 様式集

2023年4月27日
独立行政法人国際協力機構
沖縄センター

第1 入札手続

本件に係る入札公告に基づく入札については、この入札説明書によるものとします。

なお、新型コロナウイルスの感染防止のため、入札会はオンライン方式で行い、Microsoft Teams（それが困難な場合には電話も可とします。以下同様です）により入札会を中継します。

ただし、本件については政府調達協定の対象ですので、特例として従来の書面（郵送）による手続きも可とします。

1. 公告

公告日 2023年4月27日

2. 契約担当役

沖縄センター 契約担当役 所長 倉科 和子

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：独立行政法人国際協力機構沖縄センターの庁舎で使用するガスの調達
- (2) 選定方法：一般競争入札（最低価格落札方式）
- (3) 業務仕様：「第2 仕様書」のとおり。
- (4) 使用期間：自 2023年9月検針日翌日（9月14日の予定）
至 2026年9月検針日（複数年度契約）
- (5) 需要場所：沖縄県浦添市字前田1143-1
独立行政法人国際協力機構 沖縄センター

4. 手続全般にかかる事項

(1) 書類等の提出先

入札手続き窓口、各種照会等及び書類等の提出先は以下のとおりです。
なお、本項以降も必要な場合にはこちらが連絡先となります（以降の文中で参照先にしていきます）。

〒901-2552

沖縄県浦添市字前田1143-1

独立行政法人国際協力機構 沖縄センター 総務課
【電話】 098-876-6000
【メールアドレス】 oictad@jica.go.jp

(2) 書類授受・提出方法及びスケジュール

1) 書類授受・提出方法

メールによる書類の授受方法の詳細については JICA ウェブサイトに掲載している「説明書等の受領方法および資格確認申請書・技術提案書・入札書の電子提出方法」(以下、「電子提出方法のご案内」と記載)をご覧ください。URL は以下のとおりです。なお、本ご案内は当機構本部により調達する場合のもののため、当センター調達用に、調達・派遣業務部は沖縄センター、e_sanka@jica.go.jp は oictad@jica.go.jp など随時読み替えて下さい。

https://www.jica.go.jp/chotatsu/buppin/ku57pq00002n96tl-att/osirase_kokunai_210514_2.pdf

2) 入札手続きのスケジュール及び方法

メールによる連絡／添付ファイル送付する際には別紙「手続・締切日時一覧」及び1)に記載した URL ([電子提出方法のご案内](#)) の内容をもとに手続きを行ってください。

3) 代表者印または社印を原則とする書類の押印が困難な場合の対応・手続きについては「[電子提出方法のご案内](#)」をご覧ください。

(3) 政府調達協定の特例事項

1) 本件は政府調達協定の対象ですので、本入札説明書の文中にメールでの提出と記載している全ての書類について、メールもしくは郵送による提出を可とします。その場合には機構からの回答もメールもしくは郵送となります。

・メールの送付先は(1)のメールアドレス宛です。

・郵送の場合には、(1)の住所宛てに提出日必着となります。簡易書留、レターパック等、配達業者発行の受付記録が残る方法で郵送し、封筒に調達管理番号および業務名称を記載ください。

2) 返信用封筒

競争参加資格確認申請の提出を郵送で行う場合であって、その確認および審査結果の通知を郵送で希望される場合には84円分の切手を貼った長3号または同等の大きさの返信用封筒1通を申請時に提出ください。封筒の同封がない場合には回答はメールとなります。

3) 入札書の提出

入札書を郵送される場合には入札日の前日必着とし、厳封のうえ入札書であることがわかるよう記載ください。

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることも認めません。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画または再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

①競争参加資格確認申請書の提出期限日において上記規程に基づく資格停止期間中の場合、本入札には参加できません。

②資格停止期間前に本入札への競争参加資格確認審査に合格した場合でも、入札執行時点において資格停止期間となる場合は、本入札には参加できません。

③資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進めます。

(2) 積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和04・05・06年度全省庁統一資格を有すること。「物品の販売」において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、営業品目とし「燃

料類」を保持し、「九州・沖縄地域」の競争参加資格を有すること。

2) ガス小売事業の登録

ガス事業法第3条の規定により、ガス小売事業の登録を受けている者であること。

(3) 共同企業体、再委託について

- 1) 共同企業体の結成を認めません。
- 2) 再委託は不可とします。

(4) 応札制限（利益相反の排除）

先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者、または同様の個人を主たる業務従事者とする場合は、本件競争参加を認めません。

(5) 競争参加資格の確認

競争参加資格を確認するため、以下の1)を提出してください。

入札に進んだ競争参加者には入札会をMicrosoft Teams（それが困難な場合には電話も可とします）で中継します。入札会への参加方法を競争参加資格確認申請書に記載頂く担当者連絡先へ電子メールにて案内します。提出方法及び締切日時は別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください。

1) 提出書類：

- ①競争参加資格確認申請書（別添 様式集参照）
- ②全省庁統一資格審査結果通知書（写）
- ③ガス事業法第3条の規定に基づく一般ガス事業者としての許可を得ていることを証明する書類（写）、またはガス事業法第35条の規定に基づく一般ガス導管事業者としての許可を受けていることを証明する書類（写）

2) 提出方法及び締切日時は別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください。

3) 確認結果の通知

競争参加資格の確認の結果はメールで通知しますので、別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください。

6. 入札説明書に対する質問

- (1) 仕様書（案）の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い質問様式（別添様式集参照）に記載のうえ電子メールにてご提出ください。

- 1) 電子メールアドレス：「4. (1) 書類等の提出先」参照
 - 2) メールタイトル：【入札説明書への質問】ガス調達
 - 3) 提出期限：2023年5月10日（水）17時まで
 - 4) 電子メールには社名、担当者名、電話番号を記載してください。また、当機構は圧縮ファイルの受信ができませんので、圧縮せずに送信してください。圧縮しないファイル形式での送付が困難な場合には事前に4. (1) 書類等の提出先までご相談ください。
- (2) 公正性・公平性等確保の観点から、電話等口頭でのご質問は原則としてお断りしていますのでご了承ください。
- (3) 上記(1)の質問に対する回答書は、2023年5月16日（火）16時以降に以下のサイト上に掲示します。なお、質問がなかった場合には掲載を省略します。
- 独立行政法人国際協力機構沖縄センターホームページ
(<https://www.jica.go.jp/okinawa/index.html>)
→「調達情報（案件公示）」
→「工事、物品購入、役務等」
(<http://www.jica.go.jp/chotatsu/domestic/koji2022.html#okinawa>)
- (4) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

7. 入札執行（入札会）の日時及び場所等

入札会は当機構契約事務取扱細則第14条「契約担当役は、競争入札を執行しようとする場合は、競争に参加する者（以下「入札者」という。）を立ち会わせて開札をしなければならない。この場合において、入札者が立会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする」を適用し、当機構のみで開催します。なお、詳細については「12. 入札執行（入札会）手順等」をご覧ください。

- (1) 日時：2023年6月16日（金） 午後2時から
- (2) 場所：沖縄県浦添市字前田1143-1
独立行政法人国際協力機構 沖縄センター
※入札者にはMicrosoft Teams（それが困難な場合には電話も可とします）で中継します。
- (3) 緊急連絡先：
入札開始時間になっても連絡が来ない、途中で切れた場合には「4. 担当部署等」に記載した番号に電話連絡ください。

(4) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合は再入札（最大で2回）を実施します。再入札は、初回入札に続けて実施しますので上記日時に再入札書をメールで送付できるように遠隔で待機ください。

8. 入札書

(1) 入札書の提出方法はメール又は郵送とします。

1) メールの場合

第1回目の入札書の提出方法及び締切日時は別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください。入札書は、パスワード付きPDFをメールに添付して提出ください。なお、当機構ではセキュリティ上の理由により圧縮ファイル(zip等)の受信ができませんので、圧縮せずにお送りください。圧縮しないファイル形式での送付が困難な場合には事前に4.(1)書類等の提出先までご相談ください。パスワードを送付するタイミングは提出時とは異なります。入札書のパスワード送付は入札開始時間から10分以内(厳守)となりますのでご注意ください。

2) 郵送の場合

- ① 一般書留又は簡易書留等配達記録が残る方法で郵送してください。
- ② 封筒の表面に「入札書在中」と表記し、封印を行ってください。
- ③ 提出期限：2023年6月5日(月)17時まで(必着)
- ④ 提出場所：上記4.参照
- ⑤ 受理した入札書は、入札会まで金庫等に確実な方法で保管します。

(2) 第1回目の入札は、入札件名、入札金額を記入して、原則代表者による入札書としますが、再入札では、必要に応じ代理人を定めてください。

(3) 機構からの指示により再入札の入札書は、入札件名、入札金額を記入して、パスワード付きPDFをメールに添付して提出ください。なお、パスワードは機構から指示があるまで提出しないでください。

1) 代表権を有する者自身による提出の場合は、その氏名及び職印(個人印についても認めます)。

2) 代理人を定める場合は、委任状を再入札書と同時に提出のうえ、法人の名称または商号並びに代表者名及び受任者(代理人)名を記載し、代理人の印(委任状に押印したものと同一印鑑)を押印することで、有効な入札書とみなします。

3) 委任は、代表者(代表権を有する者)からの委任としてください

い。

4) 宛先：「4. 担当部署等（1）書類等の提出先」をご覧ください。

件名：【再入札書の提出】（ガス契約）_（法人名）

- (4) 入札金額は千円単位で記入し、消費税及び地方消費税を抜いた税抜き価格としてください。千円未満の端数がある入札価格が提示された場合は、千円未満の端数を切り捨てた金額を入札価格とみなします。
- (5) 入札価格の評価は、「第2 仕様書」に対する総価（円）（消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額）をもって行います。
- (6) 契約に当たっては、入札金額に消費税法及び地方消費税を加算した金額を契約金額とします。
- (7) 入札者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。
- (8) 入札者は、入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (9) 入札保証金は免除します。

9. 入札金額積算にかかる留意事項

(1) 入札金額内訳

入札金額（総額）は、当機構が提示する供給期間及び年間予定使用ガス量に従い、各社において設定する契約最大ガス量及び使用ガス量に対する単価（ m^3 単位、同一月においては単一のものとする。契約はこの単位による単価契約とする。）をもって計算した総価で行うため、当該総価を記入ください。また当該総価と併せて当該総価の算出根拠となる算定式、算定条件、原料費、輸送費及び諸経費の確認ができる内訳書を添付してください。

(2) 3年間の総額提示

入札金額（総額）は、1年間ではなく、入札の対象となっている「使用期間」（3年間）の総額を入札金額としてください。

10. 入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とします。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- (3) 委任状を提出しない代理人による入札

- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札で、その訂正について押印のない入札
- (6) 入札件名、入札金額の記載のない入札、誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一入札者による複数の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札
- (10) 条件が付されている入札

11. 入札執行（入札会）の手順等

入札会の状況は入札者に Microsoft Teams（それが困難な場合には電話も可とします）で中継します。入札経過や入札結果、再入札の有無等については中継の際に入札者と情報共有しますので入札者は必ず参加ください。

なお、Microsoft Teams を接続する者には、競争参加資格確認申請時のメール本文に記載されたメールアドレス宛てに機構から会議招集を入札会の前日 16 時（前日が休祝日の場合には 1 営業日前）までにメールで連絡します。

(1) 入札会の手順

- 1) 機構の入札立ち会い者の確認
- 2) 入札会開始時間の 10 分前から、会議招集した Microsoft Teams に接続可能となりますので接続を開始してください。また、電話で中継する者に対しては機構から電話連絡します。なお、入札開始時間になっても接続できない、電話がかかってこない（もしくは途中で切れた）などの場合には、「4. 担当部署等」に記載した番号に電話連絡ください。
- 3) 入札開始時間から 10 分の間に提出済の入札書のパスワードを送付ください（別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください）。
- 4) 入札開始時間から 5 分経過した時点でパスワード送付がない入札者には Microsoft Teams もしくは電話でその旨を伝えます。なお、Microsoft Teams もしくは電話で参加しなかった入札者についても 10 分までの間にパスワードの送付があれば受理し入札参加を認めます。
- 5) 開札及び入札書の内容確認
入札事務担当者が、投入された入札書の記載内容を確認します。
- 6) 入札金額の発表
入札事務担当者が各応募者の入札金額を低い順番から読み上げます。
- 7) 予定価格の開封及び入札書との照合

入札執行者が予定価格を開封し、入札金額と照合します。

8) 落札者の発表等

予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。入札執行者が「落札」、または、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は「不調」を発表します。

9) 再度入札（再入札）

「不調」の場合には引き続き再入札を行います。再入札を2回行っても落札者がいないときは、入札を打ち切ります。

なお、開札に立ち会うことができない入札参加者は、再入札を辞退したものとみなします。ただし、入札参加者がひとりも開札に立ち会っていない場合は、別途通知する日時において再入札を行います。

(2) 再入札の辞退

「不調」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のように入札書金額欄に「入札金額」の代わりに「辞退」と記載し、入札箱に投函してください。

金			辞				退			円
---	--	--	---	--	--	--	---	--	--	---

(3) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(4) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。

(5) 不落随意契約

入札が成立しなかった場合、随意契約の交渉に応じていただく場合があります。

(6) 落札者と宣言された者の失格

入札会において落札者と宣言された者について、入札会の後に、以下の条件に当てはまると判断された場合は、当該落札者を失格とし、改めて落札者を確定します。

- 1) その者の提出した入札書に不備が発見され、10. に基づき「無効」と判断された場合
- 2) 入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められる場合

12. 入札金額内訳書の提出、契約書作成及び締結

- (1) 再入札を行った場合、落札者は、入札金額の内訳書（社印不要）を提出ください。
- (2) 「第3. 契約書（案）」に基づき、速やかに契約書を作成し、締結するものとします。契約保証金は免除します。
- (3) 契約条件、条文については、「第3. 契約書（案）」を参照してください。契約書（案）の文言に質問等がある場合は、「7. 入札説明書に対する質問」の際に併せて照会してください。
- (4) 契約金額については、入札金額の内訳書等の文書に基づき、両者協議・確認して設定します。また、契約書の規定に反しない範囲で、落札者の「標準供給条件」等によることができるものとします。この場合、契約書等への反映は、落札者との間で協議することとします。

1.3. 情報の公表

本競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達最適化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

競争への参加及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表
 - 1) 公表の対象となる契約相手方取引先
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ①当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
 - ②当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
 - 2) 公表する情報
 - ①対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
 - ②直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
 - ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
 - ④一者応札又は応募である場合はその旨
 - 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供いただきます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節に規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

14. その他

- (1) 機構が貸与した資料・提供した情報（口頭によるものを含む）は、本件業務の入札書を作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。
- (2) 競争参加資格がないと認められた者、または入札会で落札に至らなかった者はその理由について、前者については通知日の翌日から起算して7営業日以内、後者については入札執行日の翌日から起算して7営業日以内に説明を求めることができますので、ご要望があれば「4. (1) 書類等の提出先」までご連絡ください。
- (3) 競争参加資格有の確定通知を受け取った後に、入札への参加を辞退する場合は、遅くとも入札会1営業日前の正午までに辞退する旨を下記による電子メールにてご連絡願います。
 - 1) メールアドレス：「4. (1) 書類等の提出先」参照
 - 2) メールタイトル：【辞退】(法人名)_ガス調達

以上

第2 仕様書（案）

1. 概要

（1）業務名称

独立行政法人国際協力機構沖縄センターの庁舎で使用するガスの調達

（2）需要場所

沖縄県浦添市字前田 1143-1

独立行政法人国際協力機構沖縄センター（JICA 沖縄）

（3）業種及び用途

国際協力事業に係る食堂・宿泊・体育館施設など

（4）契約期間

2023年9月検針日の翌日から2026年9月検針日まで

2. 仕様

（1）ガスの種類 都市ガス13A

（2）標準熱量 43.5MJ/m³N

（3）供給圧力 低圧（1.0kPa～2.5kPa）

（4）需給場所での用途 厨房、ボイラー、体育館空調

3. 予定使用量等

（1）契約予定使用量（月別） 別表1のとおり

（2）年間使用量 23,119m³（新型コロナウイルス感染拡大による来日研修・来館者数減少前の直近年度である2019年度のガス使用実績）

4. 使用量の測定方法

（1）前回の検針日及び今回の検針日における一般ガス導管事業者によるガスメーターの読み等により、当該料金算定期間の使用量の算定を行う。

（2）使用量の検針は毎月とし、あらかじめ定められた定例検針日に行うものとする。

5. 保安

（1）乙の保安責任

ア) 乙はガス事業法の定めるところにより、ガス工作物の検査及び緊急時（災害時を含む）の応急処置等に係る保安責任を負うこととし、甲に対して適宜必要な助言を行うこととする。

イ) 乙は現地における保安業務を第三者に委託できることとする。

ウ) 乙又は乙の委託者は、保安業務の実施にあたり、甲の了解を得た上で甲の敷地内に立ち入ることができることとする。

(2) 緊急時（災害時を含む）の保安体制

ア) 甲の施設が 24 時間稼働する施設であることを考慮し、乙は保安確保のために出動拠点を整備するとともに、各拠点到緊急要員を配置して、緊急時等に速やかに対応できるよう備えることとする。

イ) 緊急時において、乙は最寄りの拠点から速やかに出動し、保安確保のための応急措置を行うこととする。

(3) ガス供給中止等の条件

ア) 乙が管理するガス供給設備に故障が生じ、又は生じる恐れがある場合等、保安上やむを得ない場合において、乙は甲の承認を得た上で、ガスの供給を中止、又はガスの使用制限を行うことができることとする。

イ) 乙は、ガスの供給を中止または使用制限を行った場合、甲に対して当該事態が解消した後、速やかに報告することとする。

7 その他特記事項

(1) ガス料金の計算方法

ア) ガス料金の算定は、1 月（前月の検針日の翌日から当月の検針日までの期間をいう）の使用量により行うものとする。

イ) 毎月のガス料金＝基本料金＋（従量料金単価＋原料費調整額）×使用量（消費税及び地方消費税相当分含む）

ウ) 原料費調整額は原則、1. 概要（1）需要場所を供給区域とすると一般ガス導管事業者が適用する金額とし、適用期間についても同様とする。

エ) ガス使用量の単位は、立方メートルとし、その端数は小数点第 1 位以下端数を切り捨てる。

オ) ガス料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は切り捨てる。

(2) 時間当たりの最大使用量の算出が必要な場合は、負荷計測器の設置、又は、計量器の最大ガス通貨流量の合計値を最大使用量とするなど、発注者受注者協議の上、決定する。

(3) 今回の契約を実行するため、負荷計測器設置等の改造費用が発生する場合は、受注者負担とする。

- (4) 毎月の請求書等は JICA 沖縄 総務課へ送付すること。
- (5) 受注者は、ガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)の定めるところにより、消費機器の調査、危険発生防止周知を行うものとし、ガス工作物の点検、緊急保安は 1. 概要(1) 需要場所を供給区域とする一般ガス導管事業者が行うものとする。
- (6) 契約最大使用量超過等の精算金については、受注者の約款に基づき協議し定めるものとする。
- (7) 本仕様書及び契約書に定めのない事項については、ガス事業法その他関係法令等に基づき、甲乙協議の上、決定することとする。

以上

別表 1

単位：m³

2019 年度	厨房	ボイラー	体育館空調	月別合計
4 月	1,099	437	53	1,589
5 月	1,227	429	81	1,737
6 月	1,241	483	384	2,108
7 月	1,126	348	516	1,990
8 月	1,052	180	747	1,979
9 月	1,045	220	258	1,523
10 月	1,241	400	81	1,722
11 月	1,301	665	296	2,262
12 月	1,213	686	13	1,912
1 月	1,335	935	16	2,286
2 月	1,348	896	0	2,244
3 月	1,200	559	8	1,767
合計	14,428	6,238	2,453	23,119

各所いずれも低圧

新型コロナウイルス感染拡大による来日研修・来館者数減少前の直近年度の 2019 年度のガス使用量。

第3 契約書（案）

落札業者の所定様式の契約書もしくは約款があれば甲乙協議の上それを使用することも可とする。

ガス供給契約書

- (ア) 業務名称 独立行政法人国際協力機構沖縄センターの庁舎で使用するガスの調達
- (イ) 契約単価 第2条のとおり
- (ウ) 契約期間 2023年9月検針日の翌日から
2026年9月検針日まで

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構沖縄センター 契約担当役 所長 倉科 和子（以下「発注者」という。）と【受注者名称及び 代表者名】（以下「受注者」という。）とは、沖縄センター庁舎で使用するガスの供給について、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約の目的）

第1条 受注者は、本契約に定めるところに従い、附属書「仕様書」に定義する業務について、発注者が沖縄センター庁舎で使用するガスを供給し、発注者は受注者に対しその対価を支払うものとする。

（契約金額）

第2条 契約単価は次のとおりとする。

1. 基本料金単価（1か月）

区分	単価（円／月）
① 厨房	●●円
② ボイラー	●●円
③ 体育館空調	●●円

2. 1立方メートルあたりの従量料金単価（1か月）

区分	単価（円／m ³ ）
----	-----------------------

① 厨房	●●円
② ボイラー	●●円
③ 体育館空調	●●円

注 1 上記①、②の契約単価には、消費税及び地方消費税相当額を含まない。

注 2 入札の結果により、設定される単価は変更され、網掛け部分の表現は、
 応札者の応札額及びその内訳によります。

2 前項に記載の「消費税及び地方消費税」（以下「消費税等」という。）とは、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定に基づくものである。

3 税法の改正により消費税等の税率が変更された場合は、変更後の税率の適用日以降における消費税等の額は変更後の税率により計算された額とする。ただし、法令に定める経過措置に該当する場合又は消費税率変更前に課税資産の譲渡等が行われる場合は、消費税等の額は変更前の税率により計算された額とする。

4 受注者のガス費用等の変動により契約金額を改定する必要があるときは、発注者、受注者協議の上、契約金額を改定することができる。

5 受注者が共同企業体である場合は、その構成員は、発注者に対して、連帯して本契約を履行し、業務を実施する義務を負うものとする。また、本契約に基づく賠償金、違約金及び延滞金が発生する場合は、全構成員による連帯債務とする。

（契約保証金）

第 3 条 発注者は、本契約の保証金を免除するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第 4 条 受注者は、本契約の地位又は本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（再委任等の禁止）

第 5 条 受注者は、業務の処理を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき又はあらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

(使用量の増減)

第6条 発注者の使用量は、予定使用量を上回り、又は下回ることができる。

(契約ガス)

第7条 契約ガスは、附属書「仕様書」に記載のとおりとする。

(検針)

第8条 受注者は、毎月1回検針日を設定し、使用量を検針しなければならない。

(料金の算定)

第9条 料金の算定は、1月(前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間をいう。)ごとに、その使用量等により行う。

(料金の請求及び支払)

第10条 受注者は、第8条に規定する検針終了後、速やかに第2条の規定に基づき支払請求書を作成し、対価の支払いを発注者に請求するものとする。

2 発注者は、前項の規定により支払請求書を受理したときは、これを検査の上、検針日の翌日から起算して30日以内に、受注者に対し支払いを行わなければならない。

(料金の割引又は割増)

第11条

(削除)

(支払遅延利息)

第12条 発注者が第10条第2項に定める期間内に支払を行わなかった場合は、当該期間最終日の翌日から起算し支払を行う日までの日数に応じ、支払請求金額に対し、年率10%を乗じて計算した金額を遅延利息として受注者に支払わなければならない。

(業務内容の変更)

第13条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により業務内容の変更を求めることができる。

2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 第1項により業務内容を変更する場合において、履行期間若しくは契約単価を変更する必要があると認められるとき、又は受注者が直接かつ現実に損害を受けたときは、発注者及び受注者は、変更後の履行期間及び契約単価並びに賠償額について協議し、当該協議の結果を書面により定める。

4 第2項の場合において、受注者に増加費用が生じたとき、又は受注者が直接かつ現実に損害を受けたときは、発注者はその費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合において、発注者及び受注者は、負担額及び賠償額を協議し、当該協議の結果を書面により定める。

(発注者の解除権)

第14条 発注者は、受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、催告を要せずして、本契約を解除することができる。

(1) 受注者の責に帰すべき事由により、本契約の目的を達成する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 受注者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(3) 受注者が第16条第1項に規定する事由によらないで本契約の解除を申し出、本契約の履行を果たさないとき。

(4) 第22条第1項各号のいずれかに該当する行為があったとき。

(5) 受注者に不正な行為があったとき又は発注者の名誉ないし信用を傷つける行為をしたとき。

(6) 受注者に仮差押又は仮処分、差押、競売、破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の手続開始の申立て、支払停止、取引停止又は租税滞納処分等の事実があったとき。

(7) 受注者が「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。

(8) 受注者が、次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、又は次に掲げる各号のいずれかに該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道（ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。）があったとき。

イ 役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の定義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下「反社会勢力」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められるとき。

ハ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ニ 法人である受注者又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。

ホ 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

ヘ 法人である受注者又はその役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

ト 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

チ 受注者が、再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約に当たり、その相手方がイからトまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

リ 受注者が、イからトまでのいずれかに該当する者を再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

ヌ その他受注者が、東京都暴力団排除条例又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。

2 前項の規定により本契約が解除された場合（前項第5号の場合を除く。）は、受注者は発注者に対し発注済金額（本契約に基づき成立した個別契約（履行済を含む。）にかかる対価（直接経費を含む。）の合計額をいう。以下同じ。）の10分の1に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期間内に発注者に納付しなければならない。この場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。

（発注者のその他の解除権）

第15条 発注者は、前条第1項に規定する場合のほか、その理由を問わず、少なくとも30日前に書面により受注者に予告通知のうえ、本契約を解除することができる。

2 第1項の規定により本契約を解除した場合において、受注者が受注者の責に帰することができない理由により損害を受けたときは、発注者はその損害を

賠償するものとする。賠償額は、本契約解除時点で受注者が既に支出し他に転用できない費用に、本契約解除時点で成立済かつ未履行の個別契約に基づく契約業務を完成したとすれば取得しえたであろう利益を合算した金額とする。

(受注者の解除権)

第 16 条 受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。

2 前項の規定により本契約を解除した場合は、前条第 2 項の規定を準用する。

(違約金)

第 17 条 当該日から契約期間満了までにかかる予定使用量に第 2 条に定める契約単価を乗じて得た額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として発注者に支払わなければならない。

(損害賠償)

第 18 条 発注者は、第 14 条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし、補償することは要しない。

2 受注者は、発注者が第 15 条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(債権譲渡の禁止)

第 19 条 受注者は、発注者の承諾を得た場合を除き、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保証法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 2 に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

(天災その他の不可抗力の扱い)

第 20 条 自然災害又は暴動、ストライキ等の人為的な事象であって、発注者、受注者 双方の責に帰すべからざるもの（以下「不可抗力」という。）により、発注者、受注者いずれかによる履行が遅延又は妨げられる場合は、当事者は、その事実発生後遅滞なくその状況を書面により本契約の相手方に通知しなければならない、また、発注者及び受注者は、通知後速やかに書面にて不可抗力の発生の事実を確認し、その後の必要な措置について協議し定める。

2 不可抗力により生じた履行の遅延又は不履行は、本契約上の義務の不履行又は契約違反とはみなさない。

(調査・措置)

第 21 条 受注者が、第 14 条第 1 項各号又は第 22 条第 1 項各号に該当すると疑われる場合は、発注者は、受注者に対して調査を指示し、その結果を文書で発注者に報告させることができ、受注者は正当な理由なくこれを拒否してはならないものとする。

2 発注者は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に確認し、事実の有無を判断するものとする。この場合において、発注者が審査のために必要であると認めるときは、受注者からの説明を求め、必要に応じ受注者の事業所に赴き検査を行うことができるものとする。

3 発注者は、第 14 条第 1 項各号又は第 22 条第 1 項各号に該当する不正等の事実を確認した場合は、必要な措置を講じることができるものとする。

4 発注者は、前項の措置を講じた場合は、受注者名及び不正の内容等を公表することができるものとする。

(重大な不正行為に係る違約金)

第 22 条 受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、発注者の解除権行使の有無にかかわらず、受注者は発注済金額の 10 分の 2 に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に納付しなければならない。

(1) 次のいずれかの目的により、受注者の役職員又はその指図を受けた者が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 198 条(贈賄)又は不正競争防止法(平成 5 年法律第 47 号)第 18 条(外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止)に違反する行為を行い刑が確定したとき。また、受注者が同条に相当する外国の法令に違反する行為を行い、同国の司法機関による確定判決又は行政機関による最終処分がなされたときも同様とする。

イ 本契約の業務の実施にかかる便宜を得る目的

ロ 本契約の業務の実施の結果を受けて形成された事業の実施を内容とする契約の受注又は事業の許認可の取得等にかかる便宜を得る目的(本契約の履行期間中に違反行為が行われ、又は本契約の経費若しくは対価として支払を受けた金銭を原資として違反行為が行われた場合に限る。)

(2) 受注者又は受注者の意を受けた関係者が、本契約の業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)(以下、「独占禁止法」)第 3 条、第 6 条又は第 8 条に違反する行為を行い、公正

取引委員会から独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を受け、又は第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。

（3）公正取引委員会が、受注者又は受注者の意を受けた関係者に対し、本契約の業務の実施に関して独占禁止法第7条の2第18項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（4）受注者又はその意を受けた関係者（受注者又は当該関係者が法人の場合は、その役員又は使用人）が、本契約の業務の実施に関し、刑法第96条の6（公契約関係競売等妨害）、独占禁止法第89条第1項又は同法第90条1号及び2号に違反する行為を行い刑が確定したとき。

（5）第1号、第2号及び前号に掲げるいずれかの違反行為があったことを受注者（受注者が共同企業体である場合は、当該共同企業体の構成員のいずれか）が認めたとき。ただし、発注者は、受注者が、当該違反行為について自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、違約金を免除又は減額することができる。なお、受注者が共同企業体である場合は、その構成員の1が自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、発注者は、当該構成員に対し、違約金を免除又は減額することができる。

2 受注者が前項各号に複数該当するときは、発注者は、諸般の事情を考慮して、同項の規定により算定される違約金の総額を減額することができる。ただし、減額後の金額は発注済金額の10分の2を下ることはない。

3 前二項の場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができるものとする。

4 前三項に規定する違約金及び賠償金は、第17条第2項に規定する違約金及び賠償金とは独立して適用されるものとする。

5 受注者が共同企業体である場合であって、当該共同企業体の構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、第2条第8項の規定にかかわらず、発注者は、当該構成員に対して第1項から第3項までに規定する違約金及び賠償金を請求しないことができる。ただし、第2号に掲げる者のうち当該違反行為を知りながら発注者への通報を怠ったものについては、この限りでない。

(1) 第1項第1号又は第4号に該当する場合であって、その判決内容等において、違反行為への関与が認められない者

(2) 第1項第5号に該当する場合であって、違反行為があったと認めた構成員が、当該違反行為に関与していないと認めた者

6 前項の適用を受けた構成員（以下「免責構成員」という。）がいる場合は、当該共同企業体の免責構成員以外の構成員が当該違約金及び賠償金の全額を連帯して支払う義務を負うものとする。

7 前各項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有するものとする。

（賠償金等の徴収）

第23条 受注者が本契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額を発注者の指定する期間を経過した日から対価支払いの日まで年2.7パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき対価とを相殺し、なお不足があるときは追加徴収する。

2 前項の追加徴収をする場合は、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.7パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（秘密の保持）

第24条 受注者（第4条に基づき受注者が選任する再委託先又は下請負人を含む。本条において以下同じ。）は、業務の実施上知り得た情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、これを第三者に開示してはならない。ただし、次の各号に定める情報については、この限りでない。

(1) 開示を受けた時に既に公知であったもの

(2) 開示を受けた時に既に受注者が所有していたもの

(3) 開示を受けた後に受注者の責に帰さない事由により公知となったもの

(4) 開示を受けた後に第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの

(5) 開示の前後を問わず、受注者が独自に開発したことを証明するもの

(6) 法令並びに政府機関及び裁判所等の公の機関の命令により開示が義務付けられたもの

(7) 第三者への開示につき、発注者又は秘密情報の権限ある保持者から開示について事前の承認があったもの

2 受注者は、秘密情報について、業務の履行に必要な範囲を超えて使用、提供又は複製してはならない。また、いかなる場合も改ざんしてはならない。

3 受注者は、本契約の業務に従事する者（下請負人がある場合には下請負人を含む。以下「業務従事者等」という。）が、その在職中、退職後を問わず、秘密情報を保持することを確保するため、秘密取扱規定の作成、秘密保持誓約書の徴収その他必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、秘密情報の漏えい、滅失又はき損その他の秘密情報の管理に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

5 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の同意を得た上で、受注者の事務所等において秘密情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。

6 受注者は、本契約業務の完了後、速やかに秘密情報の使用を中止し、秘密情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体（受注者が作成した複製物を含む。）を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる秘密情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で、破棄し、その旨を発注者に通知しなければならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。

7 前各項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有する。

（個人情報保護）

第25条 受注者は、本契約において、発注者の保有個人情報（「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号。以下「独立行政法人個人情報保護法」という。）第2条第5項で定義される保有個人情報を指し、以下「保有個人情報」という。）を取り扱う場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。

（1）業務従事者等に次の各号に掲げる行為を遵守させること。ただし、予め発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

イ 保有個人情報について、改ざん又は業務の履行に必要な範囲を超えて利用、提供、複製してはならない。

ロ 保有個人情報を第三者へ提供し、その内容を知らせてはならない。

（2）業務従事者等が前号に違反したときは、受注者に適用のある独立行政法人個人情報保護法が定める罰則が適用され得ることを、業務従事者等に周知すること。

（3）保有個人情報の管理責任者を定めること。

（4）保有個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。受注者は、発注者が定める個人情報保

護に関する実施細則（平成 17 年細則（総）第 11 号）を準用し、当該細則に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。特に個人情報を扱う端末の外部への持ち出しは、発注者が認めるときを除き、これを行ってはならない。

（5）発注者の求めがあった場合は、保有個人情報の管理状況を書面にて報告すること。

（6）保有個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の本条に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告し、その指示に従うこと。

（7）受注者は、本契約の業務実施の完了後、速やかに保有個人情報の使用を中止し、保有個人情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体（受注者が作成した複製物を含む。）を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる保有個人情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で破棄し、当該廃棄した旨を記載した書面を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。

2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の事務所等において、保有個人情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。

3 第 1 項第 1 号及び第 6 号並びに前項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有する。

（情報セキュリティ）

第 26 条 受注者は、発注者が定める情報セキュリティ管理規程（平成 29 年規程（情）第 14 号）及び情報セキュリティ管理細則（平成 29 年細則（情）第 11 号）を準用し、当該規定及び細則に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。

（安全対策）

第 27 条 受注者は、業務従事者等の生命・身体等の安全優先を旨として、自らの責任と負担において、必要な安全対策を講じて、業務従事者等の安全確保に努めるものとする。

（業務災害補償等）

第 28 条 受注者は、自己の責任と判断において業務を遂行し、受注者の業務従事者等業務上の負傷、疾病、障害又は死亡にかかる損失については、受注者

の責任と負担において十分に付保するものとし、発注者はこれら一切の責任を免れるものとする。

(業務引継に関する留意事項)

第 29 条 本契約の履行期間の満了、全部若しくは一部の解除、又はその他理由の如何を問わず、本契約の業務が完了した場合には、受注者は発注者の求めよるところに従い、本契約の業務を発注者が継続して遂行できるように必要な措置を講じるか、又は第三者に移行する作業を支援しなければならない。

(契約の公表)

第 30 条 受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の名称及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。

2 受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合は、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。

(1) 発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること、又は発注者において課長相当職以上の職を経験した者が受注者の役員等として再就職していること

(2) 発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

3 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。

(1) 前項第1号に規定する再就職者に係る情報(氏名、現在の役職、発注者における最終職名)

(2) 受注者の直近3カ年の財務諸表における発注者との間の取引高

(3) 受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合

4 受注者が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合は、受注者は、同基準第13章第7節の規定される情報が、発注者の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されることに同意するものとする。

(準拠法)

第 31 条 本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

(契約外の事項)

第 32 条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者及び受注者が協議して、これを定める。

(合意管轄)

第 33 条 本契約に関し、裁判上の紛争が生じた場合は、当該紛争の内容や形式如何を問わず、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

本契約の証として、本書 2 通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自 1 通を保持する。

2023年●月●日

発注者

沖縄県浦添市字前田 1143-1

独立行政法人国際協力機構

沖縄センター

契約担当役

所長 倉科 和子

受注者

別添

様式集

<参考様式>

以下の様式については、当機構ホームページ（URL は下記参照）よりダウンロードできます。

1. 競争参加資格確認申請書
2. 委任状
3. 入札書
4. 質問書

【URL】

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html

なお、各様式のおもては、以下の事項を記載してください。

- ・宛先：独立行政法人国際協力機構
沖縄センター
契約担当役 所長
- ・業務名称／件名：独立行政法人国際協力機構沖縄センターの庁舎で使用するガスの調達
- ・公告日：2023 年 4 月 27 日

<本件指定様式>

本件指定様式は、次頁以降に添付しています。

1. 入札金額内訳書（例）

入札金額内訳書（例）

（１）厨房 月基本料金 ●●●●●. ●●円/月

原料費調整額 0.00 円/円/m³

調整単位料金 ●●●. ●●円/m³

予定使用量 14,428m³/年

月基本料金（円/月）×12（月）+ 従量料金（円/年） = 年間支払予定額

●●●●●. ●●（円/年）…（A）

（２）ボイラー 月基本料金 ●●●●●. ●●円/月

原料費調整額 0.00 円/円/m³

調整単位料金 ●●●. ●●円/m³

予定使用量 6,238m³/年

月基本料金（円/月）×12（月）+ 従量料金（円/年） = 年間支払予定額

●●●●●. ●●（円/年）…（B）

（３）体育館空調 基本料金 ●●●●●. ●●円/月

原料費調整額 0.00 円/円/m³

調整単位料金 ●●●. ●●円/m³

予定使用量 2,453m³/年

月基本料金（円/月）×12（月）+ 従量料金（円/年） = 年間支払予定額

●●●●●. ●●（円/年）…（C）

（４）合計（ガス料金総支払予定額）【（A）+（B）+（C）】×3年＝

●, ●●●, ●●●●円…入札金額（入札書へ転載）

注１）金額は税抜額

注２）原料費調整額について月ごとに変動するため「0.00 円/m³」とする。

注３）従量料金＝（調整単位料金＋原料費調整額）×使用量